

# 12月4日～10日は 第72回人権週間です

～「誰か」のことじゃない。～

12月10日は、世界人権デーです。

日本では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、広く人権思想の普及を図るさまざまな活動が行われています。

関市民生活相談課 ☎443-2045

## 啓発重点事項

- ◆ 女性の人権を守ろう
- ◆ 子どもの人権を守ろう
- ◆ 高齢者の人権を守ろう
- ◆ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆ 同和問題(部落差別)を解消しよう
- ◆ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 外国人の人権を尊重しよう
- ◆ HIV感染者などに対する偏見や差別をなくそう
- ◆ ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ◆ インターネットによる人権侵害をなくそう
- ◆ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ◆ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 性的指向および性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆ 人身取引をなくそう
- ◆ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

## 人権についての困り事や悩み事がある場合は、気軽に相談してください(無料)

### 【相談窓口】

- 富山地方法務局人権擁護課(牛島新町)  
みんなの人権110番 ☎0570-003-110  
子どもの人権110番 ☎0120-007-110  
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- 法務省インターネット相談  
HP <https://www.jinken.go.jp/>

### 【市役所でも相談に応じています】

市民生活相談課(市役所1階)では人権擁護委員による「なやみごと人権相談」を行っています。

日時 毎月第2・第4(金)13:00～16:00

※詳細は、広報とやま毎月20日号・相談日程のページで確認してください。

### 【あなたのまちの人権擁護委員】

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、法務局や市役所などで人権相談を受けたり、人権啓発活動を行ったりしています。

現在、市では28人の委員が活動しており、身近な相談相手として、さまざまな人権問題について幅広く相談に応じています。

### 新型コロナウイルス感染症に関連した 人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者、医療従事者などに対して、誤解や偏見に基づく不当な差別を行うことは許されません。公的機関が提供する正確な情報入手し、冷静な行動に努めましょう。

12月10日～16日は

## 北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

拉致をはじめとした北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされており、この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

### ◆北朝鮮による日本人拉致問題を考える展示会

期間 12月14日(月)～18日(金) 8:30～17:00  
(14日は11:00から、18日は13:00まで)

場所 市役所1階 多目的コーナー

- 内容
- ・ 拉致問題に関する経緯や県内の特定失踪者に関する写真などのパネル展示
  - ・ 工作員が使用した水中スクーターの実物展示
  - ・ 拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の上映

# ひとり親家庭を支援します



圏こども福祉課 ☎443-2055  
各行政サービスセンター地域福祉課  
大沢野☎467-5830 大山☎483-1214  
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

## ●大学等進学ของ奨学資金

### ①給付型奨学資金(返済不要)

**対象**／市内在住のひとり親家庭のお子さんで、次の全てに該当する方  
・介護福祉士、看護師、保育士などの国家資格取得を目指し、県内の大学などに令和3年度入学予定の方  
・児童扶養手当全部支給の所得制限内である世帯の方

**支給額**／・入学奨学資金 上限100,000円  
・学費奨学資金 上限170,000円(年額)

### ②貸与型奨学資金

**対象**／市内在住のひとり親家庭のお子さんで、次の全てに該当する方  
・県内の大学などに令和3年度入学予定の方(国家資格取得要件なし)  
・児童扶養手当全部支給の所得制限内である世帯の方  
※申請の際には、市内在住で市税を滞納していない連帯保証人が2人必要です(うち1人は保護者)。

**貸与額**／・入学奨学資金 上限100,000円  
・学費奨学資金 上限170,000円(年額)

**返済期間**／卒業後5年間(無利子・均等払い)

※卒業後、市内企業などで正規社員として勤務している間は返済が猶予され、5年間返済猶予を受けた場合は、返済を全額免除します。

### 【共通項目】

**申請期間**／令和3年1月4日(月)～4月30日(金)

**必要書類**／申請書、合格通知書など

※申請書はこども福祉課(市役所3階)にあります。事前に相談してください。

## ●ひとり親応援・子育て支援金

**対象**／市内在住で、次の全てに該当する方

- ・中学3年生までの児童を監護しているひとり親(児童手当の受給者)
- ・申請時に、前年度までに富山市で賦課された住民税を完納している方で、前年度の住民税年額が20,000円以上150,000円未満の方

**支給額**／課税所得に応じ、1万円、2万円、3万円(年1回)

**申込方法**／令和3年3月31日(火)までに、必要書類を、直接、こども福祉課、とやま市民交流館(CIC3階:新富町一丁目)、各行政サービスセンター地域福祉課へ。

※必要書類など詳細は、問い合わせてください。

### お悩みは「ひとり親お助け隊」に相談してください

「ひとり親の支援制度が知りたい」「子どもを進学させたいけれどお金が不安」など、気軽に相談してください。一人一人に寄り添って総合的にサポートします。

**日時**／(月)～(金)8:30～17:00(祝休、年末年始を除く)

**場所**／こども福祉課

※事前予約や電話での相談なども受け付けています。



## 学びたい気持ちを応援します！

## 富山で働く人材応援奨学資金貸付事業

圏商業労政課 ☎443-2073

進学意欲のある高校生が家庭の経済状況に関わらず県内の大学などに進学できるよう、奨学資金を無利子で貸し付けます。卒業後、市内企業などで正規社員として5年間勤務された場合は、返済が免除されます。

**対象**／次の全てに該当する方

- ・市内に住民登録がある保護者の世帯に属し、自宅から通学する方
- ・非課税世帯に属する方
- ・県内の大学・短大(夜間・通信制の学部を除く)の正規課程に令和3年度入学予定の方

**貸付額**／・入学奨学資金 上限100,000円  
・生活奨学資金 年額160,000円

**返済期間**／卒業後5年間(無利子・均等払い)

※卒業後、市内企業などで正規社員として勤務している間は返済が猶予され、5年間返済猶予を受けた場合は、返済を全額免除します。

**申請期間**／大学などに入学した日から、同年の5月末まで

※必要書類など詳細は、問い合わせてください。

この奨学金制度は、企業などから寄せられた寄附により創設された「富山で働き・学ぶ生き方等応援奨学基金」を活用しています。

企業や市民の皆さんからの寄附を広く募っています。詳細は、職業訓練センターへお問い合わせください。

圏職業訓練センター ☎451-7500